

次期「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2～6年度）
計画案に対する県民コメント（意見募集）の実施について

埼玉県では平成27年度～令和元年度を計画期間とする「埼玉県子育て応援行動計画」に基づき、少子化対策及び子育て支援策を行っています。

現行計画の計画期間が今年度で終了することから、令和2年度～令和6年度を計画期間とする新たな計画の策定を進めています。このたび、計画案をとりまとめましたので、「埼玉県県民コメント制度」により、県民の皆様からのご意見を次のとおり募集します。

記

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

安心して子供を産み育てられる環境をつくり、少子化の進行に歯止めをかけるためには、結婚から妊娠・出産、そして子育てへの切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に実施していく必要があることから、新たな計画を策定するものです。

(2) 計画の期間

令和2年度～令和6年度

2 募集期間

令和元年11月22日（金）～令和元年12月19日（木）（必着）

3 資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/koudoukeikaku/kenminkomentoiikenbosyuu.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県福祉部少子政策課（本庁舎1階）
平日午前8時30分～午後5時15分
- ・埼玉県県政情報センター（県庁衛生会館1階）
平日午前9時～午後5時
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所
平日午前8時30分～午後5時15分

南 部	Tel 048-256-1110	南 西 部	Tel 048-451-1110
東 部	Tel 048-737-1110	県 央	Tel 048-777-1110
川 越 比 企	Tel 049-244-1110	西 部	Tel 04-2993-1110
利 根	Tel 048-555-1110	北 部	Tel 048-524-1110
秩 父	Tel 0494-24-1110	東松山事務所	Tel 0493-24-1110
本庄事務所	Tel 0495-24-1110		

4 意見の提出方法

(1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※ 住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

(2) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-3901 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県福祉部少子政策課 企画・子育てムーブメント担当あて

イ ファクシミリの場合

FAX番号 048-830-4784

ウ 電子メールの場合

E-mail a3320-09@pref.saitama.lg.jp

※ 郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「次期「埼玉県子育て応援行動計画（案）」への意見」としてください。

※ 意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※ 御意見については、資料（意見募集案内）に添付された別紙様式を御利用いただくか、任意の書面により上記項目を記載し御提出ください。

5 意見の取扱い

(1) 提出していただいた御意見を考慮して、次期「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2年度～令和6年度）を策定します。

(2) いただいた御意見の概要とそれに対する県の考え方などを公表します。（プライバシーに関する内容を除きます。）なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。

(3) 個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類の返却はいたしませんので御了承ください。

6 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県福祉部少子政策課 企画・子育てムーブメント担当

TEL：048-830-3269

FAX：048-830-4784

E-mail：a3320-09@pref.saitama.lg.jp